

埼玉県旅行業者登録事項変更届出提出書類一覧表
 (登録事項の変更届出は、変更の日から30日以内とする)

表 1 (旅行業者自身に関する変更)

変更事項 必要書類		①	②	③ ④ ⑤			⑥ ⑦		⑧ ⑨ ⑩ ⑪				⑫	⑬	⑭	
		個人		法人			主たる営業所		その他の営業所				商号	選任変更	旅行業務取扱管理者	供託金の差替え
		事業者氏名	事業者住所 ※1	名称	法人代表者	本店所在地	名称	所在地	名称	所在地	新設	廃止				
届出書	登録事項変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			新供託書の写し
	変更届出添付書類(1)	○	○	○	○	○	○	○						○		
	変更届出添付書類(2)								○	○	○	○				
戸籍個人事項証明書(改姓)		○														
登記事項証明書(登記簿謄本)				○	○	○										
住民票			○													
宣誓書					○											
営業所の使用権を証する書類 (賃貸借契約書又は建物登記事項証明書(登記簿謄本等))								○		○	○					
旅行業務取扱管理者選任一覧表											○			○		
合格証又は認定書の「写」、履歴書、宣誓書 旅行業務取扱管理者定期研修修了証の「写」											○			○		
約 款		○	○	○	○	○		○								

①②③④⑤⑦の約款は、確認後、返却します。

※ 1 ②「事業者住所」及び⑦「主たる営業所所在地」の変更において、他都道府県からの転入の場合は、登録通知書の写し又は登録簿(業者控)の写しを添付すること。

※ 2 ⑫「商号」の変更については、既存業者との類似を避けるため、事前に問い合わせのこと。

※ 3 ⑬直近5年以内に旅行業務取扱管理者試験に合格した者については、旅行業務取扱管理者定期研修修了証の提出は不要とする。

※ 4 ⑭「供託金の差替え」の届出は、旅行業営業保証金供託完了届出書を添付すること。

表 2 (所属する旅行業者代理業者に関する変更)

変更事項 必要書類		⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘
		個人		法人			主たる営業所		その他の営業所				商号	新規登録	登録抹消
		事業者氏名	事業者住所	名称	法人代表者	本店所在地	名称	所在地	名称	所在地	新設	廃止			
届出書	登録事項変更届出書	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○
	変更届出添付書類(3)	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○
当該変更事項に係る代理業委託契約書(写)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
当該変更事項に係る所属旅行業者代理業者届出済みの「登録事項変更届出書」(写) ※4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※ 5 ㉘所属代理業者の「登録抹消」の届出は、代理業契約を解除したことを証する書類及び残務処理方法を記した書類を添付すること。

※ 6 「当該変更事項に係る所属旅行代理業者届出済みの「登録事項変更届出書」(写)」については、代理業者の事情で変更登録が必要な場合に代理業者が提出した届出書の写しを添付する。

登録事項変更届出書

受付印	経由印	旅行業 埼玉県知事登録 第 号 旅行業者代理業
変更事項（新旧の対照を明示すること。）		
新	旧	
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>埼玉県知事 殿</p> <p>旅行業法第六条の四第三項の規定により登録事項の変更の届出をします。 この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>届出人の氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">印</p>		

変更届出添付書類（1）

第五号様式（第五条関係）

登録 行政庁	埼玉県 知事	登録 年月日	年 月 日	
観光庁長官 旅行業 登録 第 号 埼玉県知事 旅行業者代理業				
業務の範囲 (旅行業の場合)	第一種旅行業務 第二種旅行業務 第三種旅行業務 地域限定旅行業務			
ふりがな				
氏名 (法人にあっては、その名称)				
ふりがな				
代表者の氏名 (法人の場合)				
ふりがな				
住所 (法人にあっては、その所在地)	〒			
ふりがな				
商号				
主たる営業所の 名称			TEL	
主たる営業所の 所在地			FAX	
代理する（所属）旅行業者（旅行業者代理業の場合）				
氏名又は名称	登録旅行業第 号	住所	〒	
更新登録		変更登録		
年 月 日	年 月 日	年 月 日	変更内容	

注 変更に係る事項が氏名、住所、代表者の氏名、主たる営業所又は商号である場合に記載し、添付すること。

変更届出添付書類（２）

その他の営業所

登 番	録 号	第	号
--------	--------	---	---

営業所の名称	所 在 地	TEL 及び FAX 番号
	〒	TEL
		FAX
	〒	TEL
		FAX
	〒	TEL
		FAX
	〒	TEL
		FAX
	〒	TEL
		FAX
	〒	TEL
		FAX
	〒	TEL
		FAX
	〒	TEL
		FAX
	〒	TEL
		FAX
	〒	TEL
		FAX
	〒	TEL
		FAX
	〒	TEL
		FAX

注 変更に係る事項がその他の営業所に係るものである場合に記載し、添付すること。

宣 誓 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所：

氏 名：

生年月日： 年 月 日生

わたくしは次の事項に該当していないことを宣誓いたします。

1. 旅行業法第19条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第37条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過していないものを含む。）
2. 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
3. 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）
4. 申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
5. 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前四号のいずれかに該当するもの
6. 旅行業法第6条第1項第6号において規定する、心身の故障により旅行業、旅行業者代理業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの若しくは旅行業法第26条第1項第3号において規定する、心身の故障により旅行サービス手配業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
7. 暴力団員等がその事業活動を支配する者

